

# 笠岡市まちづくり協議会条例（素案）

令和3年12月

笠岡市

## 笠岡市まちづくり協議会条例 素案解説

(目的)

第1条 この条例は、笠岡市自治基本条例(平成20年笠岡市条例第11号)に基づき、まちづくり協議会に関する必要な事項を定めることにより、地域の多様な主体が協働してまちづくりを推進し、活力ある持続可能な地域社会の創生に資することを目的とする。

### 【解説】

第1条はこの条例の目的を定めたものです。

この条例は、地域において多様な主体が協働してまちづくりを進めていくための基本的な事項を定めています。

この条例が自治基本条例に基づくものであることを確認しながら、多様な主体が一緒にまちづくりに取り組むことで豊かで活力ある地域社会を実現し、次の世代に引き継いでいける笠岡市を作っていくことを目指します。

### 【参考】(笠岡市自治基本条例) 一部抜粋

(前文)

私たち市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動することを自治の基本理念とし、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて努力していくことが必要です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 健康で安心かつ豊かな地域社会を創造する取組をいう。
- (3) まちづくり協議会 地域の多様な主体が協働して地域の課題解決及び魅力向上に向けた活動に取り組む組織をいう。
- (4) 協働 共通する目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を負い、力を合わせて活動することをいう。
- (5) 多様な主体 地縁による団体、公民館、行政協力委員、学校、市民活動団体、事業者、その他地域の課題解決に関する取組を行う全ての個人、団体及び法人をいう。
- (6) 地縁による団体 自治会、町内会等が該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する「地縁による団体」をいう。
- (7) 市民活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体等、継続性のある市民活動を主たる目的とする団体をいう。

### 【解説】

この条例で使用する用語について定義しています。

#### (1) 市民

市内に住んでいる人だけでなく市内で働く人や通学する人、市内で活動している団体など笠岡市に関わる多様な分野の人や団体がまちづくりに参画することにより様々な課題の解決や活動が可能になることを見込んでいます。

#### (2) まちづくり

地域社会をより暮らしやすくしていくために、地域社会と関りのある多様な主体が行う取組を指します。

#### (3) まちづくり協議会

市民がより暮らしやすい社会にしていくため、地域の多様な主体が協働してま

ちづくりに取り組む組織の事です。

(4) 協働

市民と市、あるいはまちづくり協議会と市など複数の主体が互いの立場や違いを尊重し、当事者という意識を持って、役割分担と責任を明らかにして、同じ目的のために一緒に考え行動することを指します。

(5) 多様な主体

まちづくりの当事者として、地域課題の解決や魅力向上の活動を行う全ての個人・団体を指します。

(6) 地縁による団体

地方自治法上「地縁による団体」とよばれるもので、同じ地域に住む人々が互いに協力して住みよい暮らしを継続させるために自主的に組織された団体を指します。

(7) 市民活動団体

子ども会、PTA、NPO、サークルなど市民が自主的に公益性のある活動を継続的に行うものを指します。

## (協働の基本原則)

第3条 多様な主体が協働してまちづくりを進めるにあたっての基本原則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 まちづくりの方向性、解決すべき課題、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。
- (6) 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、取組の目的を達成できるように取り組むこと。

### 【解説】

協働のまちづくりを円滑に進めるにあたって、各主体が守るべきルールを定めています。

内容は、「みんなが輝くまちづくり条例」「2008 笠岡市協働のまちづくりガイドライン」を踏まえています。

これまで地域が主体となっていた取組や行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会の構成員である多様な主体がそれぞれ互いを尊重し助け合いながら、得意不得意を補い合って、協力して一体的なまちづくりを進めることが望まれています。これからのまちづくりには様々な主体が関わることから、各主体がこの原則を意識し、共有することが大切です。

様々な主体が一緒にまちづくりを進めていくことで、これまで個別の主体では対応できなかった課題への対策が可能となり、より住みよい地域社会の実現につながると考えられます。

また、持続可能なまちづくりの観点から、そのときどきの社会情勢の変化や地域の現状に合わせて、地域で協議して新たな取組を始めたり、進め方や役割分担を変更したりなど常に柔軟な対応をしていくことが望まれます。

(市民の参加)

第4条 市民は協働のまちづくりの重要性を認識し、まちづくり協議会の活動に誰でも参加することができるものとする。

**【解説】**

協働のまちづくりを進めるにあたって、各主体における役割分担という視点から、市民それぞれがまちづくりの主役であることを認識し、地域社会に関心を持ってまちづくりに積極的に参画することが、協働のまちづくりの活性化につながります。

(まちづくり協議会の役割)

第5条 まちづくり協議会は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域の情報を集め、その情報を広く発信すること。
- (2) 地域の意見を調整し、協議し、決定すること。
- (3) まちづくり計画を立案し、地域の課題解決や魅力向上に向けた活動を行うこと。
- (4) 多様な主体間の連絡・調整を図り、協働のまちづくりへの参画を図ること。
- (5) 地域のまちづくり活動の総合的な調整に努めること。

#### 【解説】

ここでは、まちづくり協議会が課題解決や魅力向上に向けた取組を推進していくにあたって担うべき役割を具体的に示しています。

まちづくりには市民が積極的に参加できる環境づくりが欠かせません。地域が今どんな状況にあるか、どんな課題を抱え、その解決にむけてどのような取組を行っているかなどを知ることで、地域社会へ関心を持ち取組への理解や参画を促すことになり、協働のまちづくりが活性化されると考えます。

まちづくり協議会はその環境づくりのために地域の多様な主体の横のつながりを連絡・調整する必要があります。組織ごとに縦割りで活動している多様な主体間をつなぎ、情報や課題の共有を進め、地域へ広く発信していきます。そのうえで多様な主体と一緒に課題解決の方法を検討し、各主体が対等なパートナーとして、また互いの足りないところを補いながら、課題解決の取組を実践できるようコーディネート（連絡・調整）していくことが大切です。

(多様な主体の役割)

第6条 多様な主体は、その活動する分野における知識及び経験を活用して、まちづくり協議会の運営及び活動に積極的に参画し、又は連携するよう努めるものとする。

**【解説】**

地域では、住民生活を支える健康福祉、環境衛生、交通安全、文化振興、子育てなど各分野での地域課題について多様な主体が知識と経験を活かして課題解決に取り組まれています。その活動を持続させるためにも、その取組を広く市民に知って理解してもらうことが必要です。

まちづくり協議会を通じて主体間相互に幅広いつながりを持ち、得意分野を活かしつつ不得意分野を補ってもらいながら活動することで、それぞれの活動について新たな発見や活動の発展につながると考えます。

(市の役割)

第7条 市は、第3条に規定する協働の基本原則に基づいたまちづくりを推進するために必要な環境整備に努め、まちづくり協議会の運営及び活動を支援するものとする。

**【解説】**

協働のまちづくりを推進していくうえで、それぞれが役割分担をするという観点から、市が担う役割について定めています。具体的な内容は第15条により記載するものとします。



(まちづくり協議会の区域)

#### 第8条

まちづくり協議会は、1区域につき1団体とし、その区域は別に定めるものとする。

#### 【解説】

現在市内には24のまちづくり協議会が設立されており、その区域については「笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱」第2条において定められています。第5条に定義する役割から、1区域に1団体が望ましいものと考えます。

(まちづくり協議会の要件)

第9条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他民主的に運営するために必要な事項等が、規約に定められていること。
  - (2) まちづくり協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- 2 まちづくり協議会を設立し、及びその代表者を選出したときは、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

#### 【解説】

まちづくり協議会に求められる要件について示しています。

まちづくり協議会には地域の誰もが運営に関して、実質的に意見が言える、意思決定に参加できる仕組みが必要です。この仕組みは、みんなが認める規約、定款等によってあらかじめ定められていなければなりません。

具体的には、例えば、役員固定化を防ぐため任期を規定する、協議会の事業計画や予算など運営方針は所定の会議を経て決めるなど組織運営での民主性の担保を意味します。

(まちづくり協議会の構成)

第10条 まちづくり協議会は、市民で構成する。

【解説】

まちづくり協議会は、第2条に定義される「市民」で構成されることを定めています。

まちづくりは、多様な主体が地域課題の解決に向けて一緒に考え、互いに協力して取り組んでいくことが大切と考え、市内に居住する人だけでなく関わる様々な個人、法人、団体に構成することとしています。

より多くの方が地域に関心を持ち、できる範囲で積極的にまちづくりに関わることでまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会を次世代につなげていくこととなります。

(まちづくり協議会の活動)

第11条 まちづくり協議会は、主に次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の特性を活かした地域課題解決に関する活動
- (2) 地域振興及び住民交流に関する活動
- (3) 地域住民の健康づくり及び福祉の増進に関する活動
- (4) 交通安全、防災、防犯等に関する活動
- (5) 環境及び景観の保全に関する活動
- (6) 児童及び青少年の健全育成に関する活動
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する活動
- (8) その他まちづくりに関する活動

【解説】

まちづくり協議会の活動内容について定めています。まちづくり協議会は多様な主体間の連絡・調整を図り、まちづくり活動の調整をする組織であることから様々な活動に取り組むこととしています。

(活動の制限)

第12条 まちづくり協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

**【解説】**

まちづくり協議会は条例に根拠を持ち公共性を備える組織であるため、第12条に記載された活動はしてはならないと考えます。何が該当する活動になるかは、個々の活動についてその目的や効果から判断しなければならないと考えております。

(まちづくり計画の策定)

第13条 まちづくり協議会は、地域に居住する住民等の合意に基づき地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期の取り組むべき活動を取りまとめたまちづくり計画を策定するものとする。

2 まちづくり計画の策定にあたっては、市の総合計画等との整合性を図るものとする。

3 まちづくり協議会は、まちづくり計画の実施状況について検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 【解説】

まちづくり協議会が地域ごとのまちづくり計画を策定し、それに基づいて活動することを定めると同時にまちづくり計画と市の総合計画との整合性について定めています。

まちづくり計画は地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針などを取りまとめたもので、具体的に誰が何をいつ実践するかを取組期間を短期・中期・長期にわけて記載します。

総合計画は本市のまちづくりの羅針盤となるものであり、地域のまちづくりの羅針盤となるまちづくり計画は総合計画との整合性を図ることが必要になります。

(まちづくり計画の尊重)

第14条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

**【解説】**

まちづくり計画は地域の合意を得た地域の将来像を示すものであり、地域のまちづくりの羅針盤となるものです。市は地域の自主性及び自立性を重んじ、まちづくり計画策定段階から支援を行い、計画に基づいた取組の実施にあたって積極的に支援していかなければなりません。

(市の支援)

第15条 市は、まちづくり計画策定やまちづくり計画に基づいた取組が円滑に進むよう、まちづくり協議会に対し人的支援、財政的支援を行い、情報の発信及び提供等を含んだ支援体制を構築するものとする。この場合において、市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

2 市は前項の支援を行うにあたり、まちづくり協議会と多様な主体とが連携を深め、相互補完関係を築くよう働きかけを行うものとする。

3 市は、協働のまちづくりを推進する施策の実施にあたっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

#### 【解説】

市は、まちづくり協議会が進めていく多様な主体と協働したまちづくりを支援していくことを「第7次笠岡市総合計画」(P80)で掲げています。具体的な支援として以下の支援を行います。

##### ○人的支援

- ・地域担当職員制度
- ・市民活動支援センター（専門知識を持つ個人・団体の紹介）
- ・職員及び地域向け研修
- ・まちづくり計画策定の支援

##### ○まちづくり交付金による財政的支援

##### ○認知度向上のための情報発信

- ・インターネット、広報誌、ケーブルテレビ
- ・市民活動支援センター

また、地域の中の各主体間の連携を進めるため、市各部局間でまちづくり協議会の取組について情報を共有し連携して効果的な支援を図るとともに、地域が一体となって取組を進めることができるよう各関係団体に働きかけをしていきます。

(財政的支援)

第16条 市長は、まちづくり協議会の活動を推進するために必要があると認めるときは、まちづくり協議会に対して財政的支援を行うものとする。

2 財政的支援は予算の範囲内とし、必要な手続きは別に定めるものとする。

**【解説】**

まちづくり協議会の資金源は、主として「まちづくり交付金」です。一部のまちづくり協議会ではこれに加えて、自治会からの分担金や自主事業（コミュニティビジネス等）による収益等があります。

交付金の原資は公金（税金）ですので、まちづくり計画に基づいた活動について適正な計画的支出を行うことが必須と考えられます。また、定期的な活動報告や決算状況を公開するなど透明性を確保することが必要です。

(情報公開等)

第17条 まちづくり協議会はその活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、情報公開に努めるものとする。

2 まちづくり協議会は、前項の書類を活動完了後5年間保存しておかなければならない。

3 まちづくり協議会は、その活動内容を広報誌等を通じて積極的に地域に発信するものとする。

**【解説】**

まちづくり協議会は、地域住民の合意を得て活動する地域運営組織です。運営にあたっては、議事録など（誰が、何時決めたか）が誰に対しても公開されていること、特に会計については、地域住民誰もが見ることができ、かつ説明責任を果たすことができるという透明性が必要になります。

まず地域住民に、次いで市民全体に、行政に、公開し、その活動への理解を得ることが大切です。

活動に関するすべての書類を公開の原則に則って住民誰もが見ることができるようになることが必要です。

(運用指針)

第18条 市は、まちづくり協議会の活動を推進するにあたり、その運用指針を別に定めるものとする。

2 前項に定める運用指針は、協働のまちづくりの推進状況、社会情勢の変化等に応じ、見直すこととする。

【解説】

まちづくり協議会は地域の合意を得て多様な主体が協力し合ってまちづくりを進めていく組織です。その運営にあたって、具体的なルールが必要です。

このたび策定する「笠岡市協働のまちづくりの手引き」には、地域の誰でもが意見を言うことができ話し合いに参加できる(民主性)、会議録や会計書類などが整理され、事業や決算内容が適正な書類によって広く公開されている(透明性)などルールやまちづくり協議会に対する市の支援内容をより具体的に記載しています。

(条例の見直し)

第19条 市長は、この条例の施行状況について検証し、必要に応じて条例の見直しを行うものとする。

【解説】

多様な主体によるまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情は今後ますます変化していくと予想されます。この条例で定めている内容と実態が合わなくなることが考えられるので、市民等の意見を聞いたうえで条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを想定しています。

基本的な見直しの流れは「笠岡市協働のまちづくりの手引き」の中で示した年次計画で進めていきます。



(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

この条例に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための補足条項です。

(附則)

(施行期日)

1 この条例は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この施行日前に第9条に規定されている事項について市に届け出ているまちづくり協議会は、同条の規定による届出があったものとみなす。

3 この施行日前に策定されたまちづくり計画は、第13条に規定するまちづくり計画とみなす。

**【解説】**

1 この条例の施行期日を定めます。

2 この条例施行前に設立されているまちづくり協議会を認定するための補足条項です。

3 この条例施行前に策定されているまちづくり計画を認定するための補足条項です。